

島田市立学校給食センター運営委員会規則

平成 17 年 5 月 5 日
教育委員会規則第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、島田市立学校給食センター条例(平成 17 年島田市条例第 147 号)第 6 条の規定に基づき、島田市立学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 運営委員会は、島田市立学校給食センター(以下「センター」という。)の適正かつ円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議する。

- (1) センターの運営の基本方針に関すること。
- (2) 学校給食の栄養指導及び栄養改善に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、学校給食の実施に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 運営委員会は、委員 16 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから島田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市立小学校の児童の保護者の代表
- (3) 市立中学校の生徒の保護者の代表
- (4) 市立小学校の校長
- (5) 市立中学校の校長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から同日の属する年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 運営委員会に、会長 1 人及び副会長 2 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

4 会長は、会議の議長となる。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

(会議)

第 6 条 運営委員会は、会長が招集する。

2 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 運営委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、教育委員会教育部学校給食課において処理する。

(その他)

第8条 この規則の定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年5月5日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後、最初に第3条第2項の規定により委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱又は任命された日から平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成18年7月31日教育委員会規則第5号)

1 この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月5日教委規則第2号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この規則は、平成27年6月1日から施行する。

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。